

貿易保険制度の変遷と改革の動き

経済産業委員会調査室 藤田 昌三
ふじた しょうぞう

貿易保険は、戦争や為替取引の制限など通常の保険では救済することができないリスクを対象とする保険制度で、海外取引の健全な発展に大きな役割を果たしてきた。現在の貿易保険制度は、独立行政法人日本貿易保険が保険の引受、保険金の支払等の業務を行う一方、国は独立行政法人日本貿易保険から再保険を引き受け、一般会計と区分するために「貿易再保険特別会計」を設けて、再保険に関する経理を行っている。

しかし、国の政策実施機能強化等の観点から独立行政法人の組織をゼロベースで見直すこと等を内容とする「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）で、独立行政法人日本貿易保険は全額政府出資の特殊会社に移行することとされた。また、各特別会計の改革を着実かつ積極的に進めることを内容とする「特別会計改革の基本方針」（平成24年1月24日閣議決定）で、貿易再保険特別会計を平成27年度末までに廃止して新法人としての日本貿易保険に移管するとし、このための法案を平成25年の常会に提出することとされた。

本稿では貿易保険制度に関する改革が行われるに当たり、改めて制度創設から現行制度に至るまでの改正の経緯と制度改革の動きを概観する。

1. 昭和初期（戦前）における貿易振興策

現行の貿易保険制度は、昭和25年に制定された輸出信用保険法（昭和25年法律第67号）を起源とするが、戦前においても、仕組みは異にするが輸出に係る損失の一部を補償する制度があった。それは、第58回帝国議会において成立した「輸出補償法」（昭和5年法律第6号）である¹。

日本の海外取引は大正8年以来輸入超過となっており（図表1）、このような状態が長期化すると日本経済の健全な発展に支障が生じるため、輸出を増進する必要があった。しかし、日本からの輸出の増進が十分見込める国・地域であっても、輸入業者の信用状態が分からない、当該国・地域の金融機関が十分完備していない等のため、銀行が輸出業者の発行する手形を買い取らない、あるいは高い利回りや相当の担保を要求するなど、輸出業者にとって不便不利な状況があった。そのため、輸出業者が貨物を輸出の増進が見込める一定の地域²に輸出するために振り出した荷為替手形³（以下「輸出手形」という。）を銀行が買い取り、これによって当該銀行に損失が生じた場合に、国が損失の一部を補償する制度を創設することとした⁴。

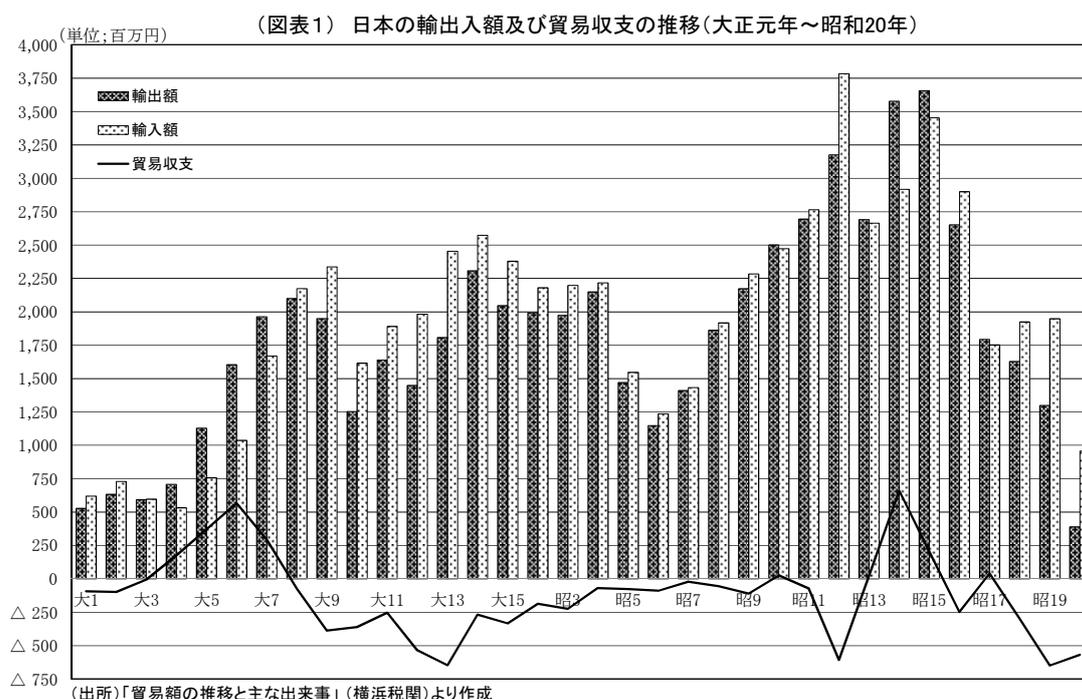
この制度には、甲種補償契約と乙種補償契約の2種類があり、補償限度の割合（以下「填補率」という。）、輸出手形が不渡りとなった場合の銀行の輸出業者に対する償還請求権の範囲、輸出業者の資格要件がそれぞれ異なっている⁵。

甲種補償契約は、銀行が輸出業者から買い取った輸出手形が不渡りとなった場合、国が

銀行に対し損失補償（填補率7割）を行うものである。この契約により、銀行の手形買取が促進され、その流通性が増すことにより、輸出業者は金融上の便益を受けることができる。なお、銀行は、輸出業者に対して輸出手形の額面全額について償還請求を行使でき、その結果償還された額のうち補償金相当額については国に返還することとなる。一方、乙種補償契約は、銀行が輸出業者から買い取った輸出手形が不渡りとなった場合、国が銀行に対し損失補償（填補率6割）を行うが、銀行は受けた補償金相当額について輸出業者に対し償還請求を行使できないこととなっている。これにより、輸出業者が受けた海外取引に係る損失の一部を実質的に国が補償することとなる。また、乙種補償契約に係る輸出業者は、輸出組合若しくはその組合員又は2年以上引き続き輸出を業とする信用確実な者であることを要件としている⁶。

輸出補償法は、昭和5年8月の施行以来、輸出手形に関する金融を円滑にし、輸出貨物の販路の開拓を促進し、輸出の増進に相当の効果を収めた。昭和11年末までの実績をみると、本制度の対象となる輸出手形の買取総額は1億1,164万円で、このうち国が損失補償した額は149万円、補償後返還された額は75万8,000円となっている。

その後、国際情勢の変化に対応して更に制度の拡充を図る必要が生じたため、第70回帝国議会において輸出補償法中改正法律（昭和12年法律第22号）が制定された。その主な内容は、甲・乙種補償契約とも填補率を1割引き上げること、外国において実施される為替取引の制限等により手形が不渡りとなった場合の損失についても補償対象とすること、長期信用による重工業品等の輸出についても本制度を適用することである。このほか、省令及び告示により、補償料率の引下げ、補償手続の簡素化、対象指定地域の拡張等が行われた⁷。この改正は、第65回帝国議会に衆議院において、填補率の1割引上げ及び補償料率の見直しを求める「輸出補償法並同施行規則改正ニ關スル建議」⁸が行われたこと、また補償制度の実施状況、関係業者の希望等を考慮したことによるものである⁹。



貿易収支については、一旦改善の傾向が見られたが、その後黒字幅が減少に転じたこと等を踏まえ、輸出業者が海外取引に対し積極的気分を失うことなく、安心して輸出の維持促進ができるようにすることを目的として、第76回帝国議会において輸出補償法中改正法律（昭和16年法律第44号）が制定された。その主な内容は、従来2種類あった甲種補償契約と乙種補償契約との区別を廃止して単一の制度とすること、填補率を9割とすることである¹⁰。

しかし、その後の太平洋戦争を経て、戦後、輸出補償法は予算措置のないまま空文化した¹¹。

2. 貿易保険制度の創設

(1) 第6回国会（臨時会）における議論

終戦後の日本経済の自立を達成するため、政府は経済施策の重点を輸出の振興に置き、国力の回復に努めた。その結果、終戦後の一定期間、輸出実績は順調に上昇したが、その後、鈍化傾向が見られるようになった。主な要因は、海外市場のドル資金不足、市場の悪化、ポンドの切下げ等と思われたが、海外取引には輸入制限、為替取引の制限、戦争、革命又は内乱等、輸出業者にとって予測・回避することができないリスクを伴うこともあり、輸出業者や銀行等の海外取引に対する不安の念が輸出振興上の大きな障害の1つとなっていた。

そこで、政府は、通常の保険制度では救済できない輸出貨物の船積み後のリスクを対象とする保険事業を保険会社に行わせ、これによって保険会社に生じた損失を国が填補するという制度を設けるため、昭和24年11月26日、「輸出信用保険法案」（閣法第57号）及び輸出信用保険に関する経理を一般会計と区分するための「輸出信用保険特別会計法案」（閣法第58号）を国会に提出した。

輸出信用保険法案は、損失を填補する対象事由を①輸出貨物の代金の支払について、仕向け国において実施される外貨の取得を制限又は禁止する為替取引の制限、②貨物を輸出した後外国において実施される輸入の制限又は禁止、③貨物を輸出した後における航海の中断又は変更に基づく諸掛り、運賃又は保険料の増加、④仕向け国における戦争、革命又は内乱等に制限していた。このため、国会審議において、輸出契約後船積み前のリスクが保険対象から抜けている点が指摘され、稲垣平太郎通商産業大臣（当時）は、全く同感であり今後とも十分研究したい旨答弁した¹²。その後、両法案は国会の会期終了により審査未了となった。

(2) 第7回国会（常会）における輸出信用保険法の制定

政府は、先国会における審議の状況、保険業界の反響等を参酌して、輸出契約成立後は直ちに輸出信用保険に加入することによってリスクの救済を受けることができるとし、かつ保険技術上の見地から、保険会社の行う輸出信用保険及び国の行う再保険についての法文の規定を整備して¹³、昭和25年3月8日、改めて「輸出信用保険法案」（閣法第91号）及び「輸出信用保険特別会計法案」（閣法第92号）を国会に提出した。

輸出信用保険法案の主な内容は、①輸出契約の成立後、外国において実施される為替取引の制限又は禁止、②輸出契約の成立後、仕向け国において実施される輸入の制限若しくは禁止又は輸入許可の取消、③仕向け国における戦争、革命又は内乱、④このほか、国外において生じた事由であって、輸出契約の当事者の責に帰することができないもの等を対象事由とし、輸出業者に生じた損失を填補（填補率80%）する保険制度を確立するとともに、輸出業者と保険会社との保険契約を国が再保険することとしている。

また、輸出信用保険特別会計法案の主な内容は、輸出信用保険の再保険に関する経理を明確にするため、一般会計と区分して「輸出信用保険特別会計」を設けることとし、一般会計からの繰入金、保険料及び附属雑収入をもってその歳入とし、保険金、事務取扱費その他の諸費をもってその歳出としている。

両法案は同年3月31日成立し、同日公布された（法律第67・68号）。

3. 貿易保険制度の変遷

昭和25年の制度創設以来今日まで、制度の拡充あるいは充実を図るため17次にわたり法改正が行われてきた¹⁴。主な内容は次のとおりである。

第1次改正（昭和26年法律第281号）では、①輸出業者と保険会社との保険契約を国が再保険する従来の方式を甲種保険とすること、②輸出業者が機械設備などのプラント輸出を行う場合において、輸出貨物の代金を回収することができないことによって生じた損失を国が填補（填補率80%）するとともに、輸出契約の相手の信用調査、保険引受の可否の審査等も行う乙種保険を創設することとした¹⁵。

第2次改正（昭和27年法律第33号）では、①甲種保険において、保険利用者（被保険者）に輸出貨物の生産者を加えるとともに、航路変更による海上の運賃等の負担増を保険対象とすること、②輸出業者あるいは輸出貨物の生産者に対して融通した資金が返済不能となった場合、資金を融通した銀行に生じた損失を国が填補（填補率75%）する丙種保険を創設すること、③輸出業者あるいは輸出貨物の生産者が販路開拓のため広告宣伝を行ったが、輸出することで当該費用を回収することができなかったことによって生じた損失を国が填補（填補率50%）する丁種保険を創設することとした¹⁶。

第3次改正（昭和28年法律第79号）では、①「輸出信用保険法」の題名を「輸出保険法」に改めるとともに、甲種保険を普通輸出保険に、乙種保険を輸出代金保険に、丙種保険を輸出金融保険に、丁種保険を海外広告保険に改めること、②輸出手形を買い取ったことによって銀行に生じた損失を国が填補（填補率80%）する輸出手形保険を創設するとともに、当該手形の不渡りが輸出業者の責に帰さない場合、銀行は国から填補を受けた限度において輸出業者に遡及しないこと、③普通輸出保険及び輸出代金保険の填補率を80%から90%に、輸出金融保険の填補率を75%から80%に引き上げること、④「輸出信用保険特別会計法」の題名を「輸出保険特別会計法」に改めることとした¹⁷。

第4次改正（昭和29年法律第13号）では、輸出業者が委託販売輸出契約に基づき貨物を輸出した場合において、予想どおりに貨物が売れないことによって生じた損失を国が填補（填補率80%）する委託販売輸出保険を創設することとした¹⁸。

第5次改正（昭和31年法律第73号）では、①海外投資を行った者が、外国政府等により取得した株式を奪われたこと、海外投資を受け入れた外国法人が戦争、革命又は内乱により解散又は一定期間以上事業を休止したため当該株式を処分したこと等によって生じた損失を国が填補（填補率60%）する海外投資保険を創設すること、②輸出代金保険において、物の輸出に伴わない技術の提供の対価及びこれに伴う労務の提供を保険対象とすることとした¹⁹。

第6次改正（昭和32年法律第96号）では、①海外投資保険を海外投資元本保険に改め、対象事由に暴動、騒乱、事業遂行上特に重要な権利（鉱業権、工業所有権等）を侵害された場合を加えるとともに、填補率を60%から75%に引き上げること、②為替取引の制限又は禁止、外国政府等による配当金の送金保証の不履行、配当金の没収等の事由によって株式等の配当金を一定期間日本に送金できないことによって生じた損失を国が填補（填補率75%）する海外投資利益保険を創設することとした²⁰。

第7次改正（昭和33年法律第59号）では、普通輸出保険において、再保険方式を廃止し、国の直接引受保険制度に改めることとした²¹。

第8次改正（昭和37年法律第103号）では、普通輸出保険において、輸出契約の相手の破産によって生じた損失及び輸出契約の相手が外国政府等の公的機関の場合で、相手が契約を一方的に取り消す、あるいは相手の不当な申出のために輸出業者が契約を解除することによって生じた損失を保険対象とすることとした²²。

第9次改正（昭和39年法律第90号）では、普通輸出保険において、航路変更による陸上の運賃等の負担増及び輸出契約の相手の破産に準ずる事由によって生じた損失を保険対象とすることとした²³。

第10次改正（昭和45年法律第57号）では、海外投資元本保険と海外投資利益保険とを統合して海外投資保険に改め、①長期貸付金債権、社債及び海外直接事業のための権利の取得、長期貸付金及び社債の利子を保険対象とすること、②為替取引の制限等による日本への送金停止、投資利益の外国政府等による収用等を対象事由に追加すること、③填補率を75%から90%に引き上げることとした²⁴。

第11次改正（昭和47年法律第2号）では、①輸出代金保険において、いわゆるバイヤーズクレジット²⁵を保険対象とすること、②海外投資保険において、長期契約に基づき輸入される鉱物の開発資金に充てるための外国企業に対する長期貸付金を保険対象とすることとした²⁶。

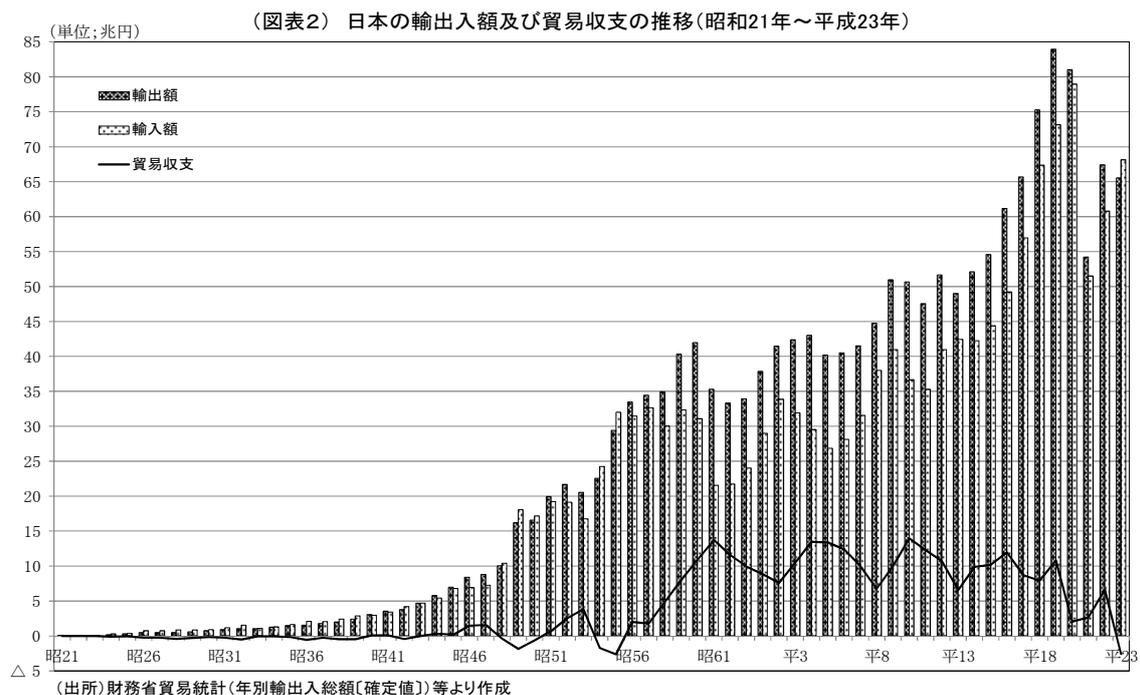
第12次改正（昭和49年法律第61号）では、①保険契約の締結の申込み後決済期限までに外国為替相場が3%を超えて円高になった場合に、輸出貨物の代金等について受ける損失を国が一定の範囲内において填補する為替変動保険を創設すること、②海外投資保険において、鉱物以外の重要物資の開発のための融資を保険対象とすることとした²⁷。

第13次改正（昭和52年法律第21号）では、銀行が行った輸出保証（輸出契約等に基づく債務の保証等）について、保険契約締結後、当該輸出保証の相手から保証債務の履行の請求を受け、これを履行したことによって生じた損失を国が填補（填補率90%）する輸出保証保険を創設することとした²⁸。

第14次改正（昭和56年法律第35号）では、①輸出契約と技術提供契約のいずれにも該当する複合的な契約の場合、技術提供契約に含まれる輸出貨物の船積み前に生じた損失を普通輸出保険の保険対象とすること、②普通輸出保険及び輸出代金保険の填補率を90%から95%に引き上げること、③外国企業と共同受注によりプラント等を輸出する場合、外国企業と発注者が締結する契約に付随する輸出契約又は技術提供契約を普通輸出保険及び輸出代金保険の対象とする特例を設けること、④海外投資保険において、日本法人が経営を支配している外国法人等に対する債務保証及び鉱物等の開発、生産事業に付随して必要となる関連施設の整備資金のための長期貸付金を保険対象とすることとした²⁹。

第15次改正（昭和62年法律第3号）では、累積債務に悩む発展途上国に対して、日本が有する多額の貿易黒字を環流することが内外から要請されていることを踏まえ（図表2）、①「輸出保険法」の題名を「貿易保険法」に改めること、②輸入業者が貨物の代金を船積み期日前に前払いしたが、貨物が到着しないため前払い代金の返還を請求したときに、輸出国における送金制限、戦争、革命又は内乱、輸入契約の相手の破産等によって生じる損失を国が填補（填補率97.5%）する前払輸入保険を創設すること、③仲介貿易を行った場合に、仕向け国における外貨送金制限、戦争、革命又は内乱、仲介貿易契約の相手の破産等によって生じる損失を国が填補（填補率97.5%）する仲介貿易保険を創設すること、④海外投資保険において、製造業投資を保険対象とすること、⑤海外保険機関との再保険制度を創設すること、⑥「輸出保険特別会計法」の題名を「貿易保険特別会計法」に改めることとした³⁰。

第16次改正（平成5年法律第36号）では、①日本法人が行う外国法人に対する長期貸付金の回収不能によって生じた損失を国が填補（填補率95～97.5%）する海外事業資金貸付保険を創設すること、②海外投資保険について、填補率を90%から95%に引き上げることとした³¹。

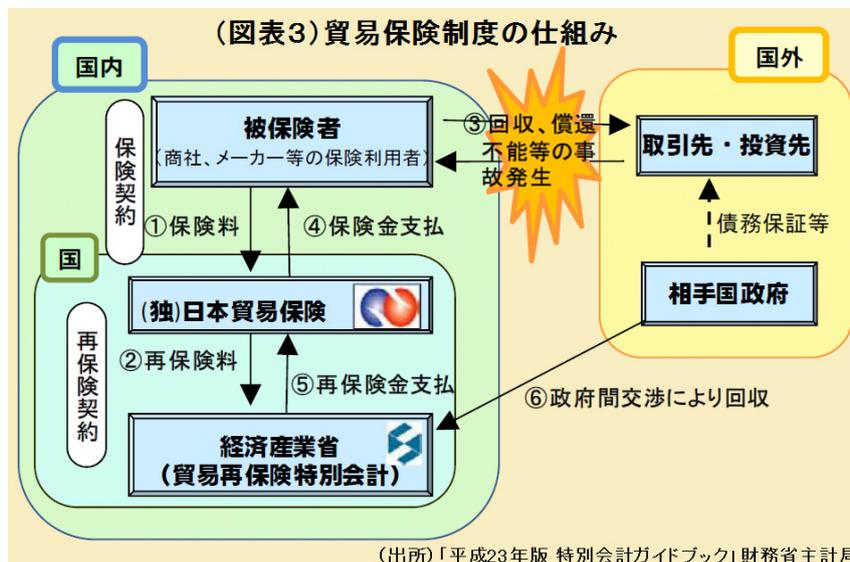


これらの改正により、貿易保険の種類は、普通輸出保険、輸出代金保険、為替変動保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険、海外投資保険及び海外事業資金貸付保険の9種類となり³²、現在に至っている。

4. 現行の貿易保険制度

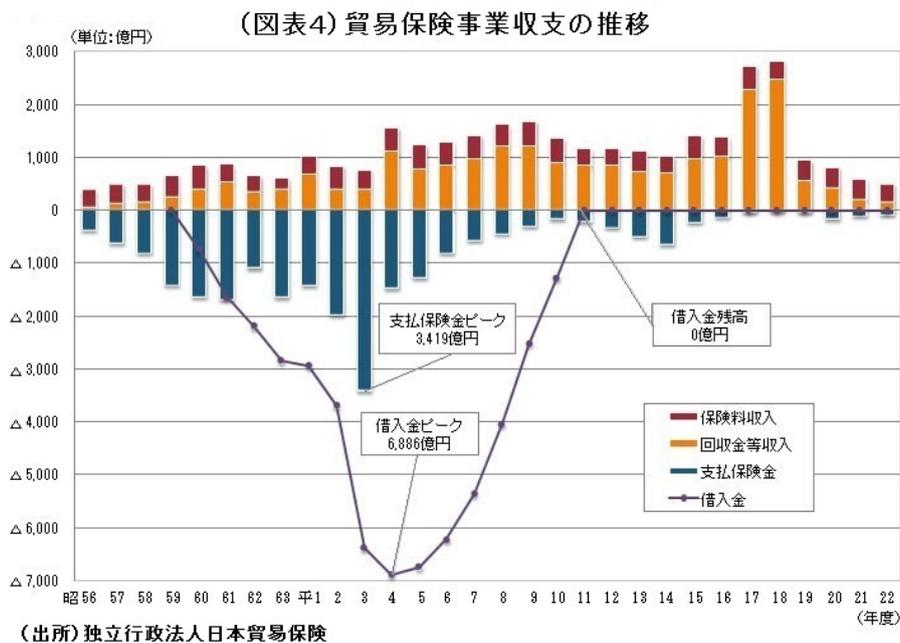
第17次改正（平成11年法律第202号）では、中央省庁等改革の一環として、平成13年4月、独立行政法人日本貿易保険（以下「NEXI」という。）を設立し、従来国が行っていた貿易保険事業（保険の引受、保険金の支払、債権回収等）を行わせる一方、国はNEXIから再保険を引き受けることとなった。また、「貿易保険特別会計法」の題名を「貿易再保険特別会計法」に改めることとした³³。

現在の貿易保険制度の仕組みは、次のようになっている（図表3）。



- ① NEXIは、輸出業者との保険契約締結後、同契約に基づき輸出業者から保険料を徴収する。
- ② 国は、NEXIが負う保険責任について再保険（填補率90～95%³⁴）を引き受け、再保険料を徴収する。
- ③ 保険契約後、回収、償還不能等の保険事故が発生した場合は、
- ④ NEXIは、保険契約に基づき輸出業者に対し保険金を支払う。
- ⑤ 国は、NEXIに対し再保険金を支払う。
- ⑥ 保険金支払後、輸出業者及びNEXIは債権回収を行い、NEXIは、支払再保険金部分に係る回収金を国に納付する。なお、債権回収は、債務保証等を行っている相手国政府を相手として、パリクラブ（二国間公的債務の返済負担の軽減措置を取り決める非公式な債権国会合）等の政府間交渉の場を通じて行われ、長期間にわたることとなる例が多い。

貿易保険の事業収支は、過去において国際情勢の変化により保険金の支払が巨額となり、平成4年度には、借入金6,886億円に達したが、その後債権回収が進み平成11年度に借入金はなくなり、NEXIへの事業移行後は黒字運営となっている（図表4）。



5. 貿易保険制度改革の動き

(1) 平成21年中盤までの動き

平成16年12月に公表された「貿易保険分野における官民のあり方検討委員会」(経済産業省貿易経済協力局長の私的懇談会)のとりまとめにおいて、「現在NEXIが実施している貿易保険事業のうち、将来的に、民間保険会社によって質・量の両面でサービスが十分かつ安定的に提供される分野の見通しが明確になれば、それを民間保険会社に委ね、国の貿易保険事業は、民間保険会社が提供できない分野へと特化すべきである」とされた。

また、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」では、「貿易再保険特別会計については、先進国向け短期保険分野等への民間参入の一層の促進を図りつつ、民間でできるところから国は撤退すること等の制度改革につき、今後3年を目途に検討し、結論を得る」とされた。この決定を踏まえ、平成18年6月に施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)では、貿易保険への民間参入の一層の促進を進めるとともに関連する制度の改正について、平成20年度末までを目途に検討する旨規定されている。

その後、平成19年6月19日に閣議決定された「経済財政の基本方針2007について」では、「すべての独立行政法人(101法人)について民営化や民間委託の是非を検討し、『独立行政法人整理合理化計画』を策定する」とされた。同計画の策定に当たっては、真に不可欠なもの以外はすべて廃止するとの考え方で事務・事業の見直しを実施すること等を内容とする「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)が示されている。この基本方針の下で策定された「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、NEXIは「経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する」ことが決定された³⁵。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会貿易経済協力分科会の下に貿易保険小委員会が

設置され、今後の組織形態の在り方や民間参入の一層の促進に向けた制度環境整備の在り方などについて検討が行われ、平成 20 年 7 月、「今後の貿易保険制度の在り方について（中間とりまとめ）」が公表された。この「中間とりまとめ」では、貿易保険制度の在り方を検討するに当たっての基本的な方向性として、次の 2 点が示された。

- ① 日本貿易保険の組織体制について、政策的効果の発揮に必要な国の関与を担保しつつ、会社法の法的枠組を活用することにより、強固なガバナンスの下で経営のスピードや柔軟性を高め、サービスや効率性の向上を図る。
- ② 貿易保険の運営について、国の政策ニーズ、企業の取引形態等の変化、民間参入の状況を踏まえ、政策的効果の発揮やサービスの向上を図るため、制度の見直しを行う。

（2）最近の動き

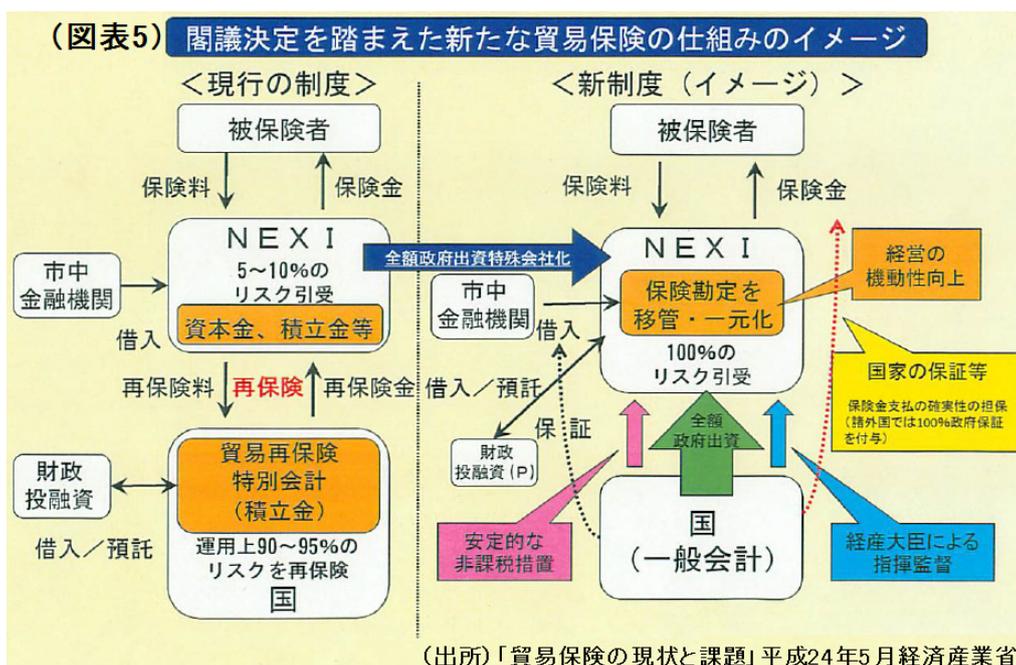
平成 21 年 9 月に発足した鳩山内閣は、従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民的視点で聖域なく厳格な見直しを行うとして、事務・事業の抜本的な見直し、組織体制及び運営の効率化の検証、「独立行政法人整理合理化計画」の当面凍結などを内容とする「独立行政法人の抜本的な見直しについて」を同年 12 月 25 日に閣議決定した。

平成 22 年 10 月に行われた行政刷新会議ワーキンググループ（事業仕分け第 3 弾前半）では³⁶、特別会計について事業仕分けが行われた。貿易再保険特別会計に関する事業仕分けの結果、貿易再保険特別会計を廃止して NEXI に移管すること、国家の保証等国の関与を確保すること、NEXI への移管のための適正な経過期間を設けること、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を確保することとされた。

また、独立行政法人の抜本的改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、講ずべき措置を取りまとめた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が同年 12 月 7 日に閣議決定された。この基本方針の中で、NEXI は民間事業者の事業機会拡大のための環境整備、地方の中小企業が貿易保険を利用する上での利便性の向上等を講ずべきであるとされた。

そして、平成 24 年 1 月 20 日に閣議決定した「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」で、NEXI は「国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、国際競争力や利用者の利便性に支障が生じないことを前提に、保険金支払債務等に係る政府保証、安定的な非課税措置、経済産業大臣による指揮監督、予算管理及び組織・事務等の機動性の在り方等を検討の上、全額政府出資の特殊会社に移行する」とされた（図表 5）。

さらに、同年 1 月 24 日、「特別会計改革の基本方針」が閣議決定され、貿易再保険特別会計は、平成 27 年度末までに廃止して新法人としての NEXI に移管することとし、このための法案を平成 25 年の常会に提出するとされた。この改革の目的は、貿易保険に関する会計を一本化することにより、会計経理の透明性の確保を図るとともに、国の政策意図を反映させつつ経営の機動性を向上させるためとされている。



6. おわりに

平成23年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」では、日本はいま、東日本大震災、原発事故、円高、世界的な金融市場の動揺など、過去に経験したことのない多くの困難に直面しており、「希望と誇りある日本」を取り戻し、日本再生を図っていくためには思い切った政策を重点的に展開し、課題解決を図っていくことが不可欠であるとし、切り拓いていくべき経済・社会・国際の3つの「フロンティア(新たな可能性の開拓)」が提示されている。このうち、国際のフロンティア「世界における日本のプレゼンス(存在感)の強化」では、当面重点的に取り組む施策として、貿易保険を含む公的金融支援の一層の充実やインフラ企業の競争力強化等の方策を提示した「国際競争力強化プログラム(仮称)」の策定等、ODAや民間資金を用いて官民が連携したパッケージ型インフラ海外展開を推進し、アジアを始めとする新興国等において、防災や成長に関する強靱なインフラ整備を総合的に支援すること等があげられている。

日本企業の国際競争力を支える重要な基盤として、貿易保険の果たす役割は今後一層重要になると考える。貿易保険制度の改革を進めるに当たっては、その機能が損なわれて保険利用者の利便性が低下することのないよう十分留意し、国の関与の在り方、制度・組織の在り方、業務の効率化・スリム化のための方策等についての検討が行われることを強く望みつつ、今後の改革の進捗状況を注視していきたい。

¹ 輸出補償法関係法規(昭和7年4月)商工省貿易局
http://books.google.co.jp/books?id=heULfaU0RpgC&printsec=frontcover&hl=ja&source=gbs_ge_summary_r&cad=0#v=onepage&q&f=false

- ² 「輸出補償法第一條ノ規定ニ依ル指定地域」(昭和5年7月31日告示第38号)において、メキシコ、グアテマラ、コロンビア、エクアドル、エジプト、スーダン、ルーマニア、ソヴィエト連邦等が指定された。
- ³ 荷為替手形とは、輸出業者が輸出貨物の代金回収を早期に行うため、輸出契約の相手を名宛人とし、輸出業者の取引銀行を受取人として振り出した為替手形のこと、船荷証券(荷物の引換証)などの船積書類が添付される。輸出契約の相手は、この手形の支払を終えない限り船積書類を入手できない。
- ⁴ 第58回帝国議会衆議院輸出補償法案委員会議録(速記)第1回2頁(昭5.5.1)
- ⁵ 第58回帝国議会衆議院輸出補償法案委員会議録(速記)第2回1～3頁(昭5.5.2)
輸出補償法施行規則(昭和5年7月31日商工省令第7号)第1・19・35条
- ⁶ 「貿易保険40年のあゆみ」(平成2年11月 財団法人貿易保険機構)215頁
- ⁷ 第70回帝国議会貴族院輸出補償法中改正法律案特別委員会議事速記録第1号1～2頁(昭12.3.22)
- ⁸ 第65回帝国議会衆議院議事速記録第25号703頁(昭9.3.17)
- ⁹ 第70回帝国議会衆議院議事速記録第16号359頁(昭12.3.4)
- ¹⁰ 第76回帝国議会衆議院議事速記録第13号155頁(昭16.2.13)
- ¹¹ 「貿易保険40年のあゆみ」(平成2年11月 財団法人貿易保険機構)215頁
輸出補償法は、第3次改正により廃止された。
- ¹² 第6回国会衆議院通商産業委員会議録第19号5～6頁(昭24.12.2)
- ¹³ 第7回国会衆議院通商産業委員会議録第17号3頁(昭25.3.11)
- ¹⁴ 17次にわたる改正のほか、他の法律の改正に伴う改正が多数行われている。
- ¹⁵ 第12回国会参議院会議録第22号308頁(昭26.11.26)
- ¹⁶ 第13回国会参議院会議録第27号456頁(昭27.3.31)
- ¹⁷ 第16回国会参議院会議録第23号299頁(昭28.7.17)
- ¹⁸ 第19回国会参議院会議録第20号295頁(昭29.3.18)
- ¹⁹ 第24回国会参議院会議録第29号403頁(昭31.3.31)
- ²⁰ 第26回国会参議院会議録第18号185頁(昭32.3.25)
- ²¹ 第28回国会参議院会議録第14号169頁(昭33.3.14)
- ²² 第40回国会参議院会議録第14号313頁(昭37.3.30)
- ²³ 第46回国会参議院会議録第21号605頁(昭39.5.8)
- ²⁴ 第63回国会衆議院会議録第18号553頁(昭45.4.9)
- ²⁵ 輸出契約等の決済資金を銀行がバイヤーに対して直接貸付を行う契約をいう。
- ²⁶ 第67回国会衆議院商工委員会議録第1号5頁(昭46.11.5)
- ²⁷ 第72回国会衆議院商工委員会議録第19号13頁(昭49.3.22)
- ²⁸ 第80回国会衆議院会議録第16号529頁(昭52.4.7)
- ²⁹ 第94回国会衆議院会議録第17号548頁(昭56.4.10)
- ³⁰ 第108回国会衆議院商工委員会議録第2号2頁(昭62.3.25)
- ³¹ 第126回国会衆議院会議録第20号1頁(平5.4.14)
- ³² 輸出金融保険(創設〔第2次改正〕時の名称は丙種保険)は、第15次改正により廃止された。また、海外広告保険(創設〔第2次改正〕時の名称は丁種保険)及び委託販売輸出保険(創設:第4次改正)は、「輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律」(昭和59年法律第32号)により廃止された。
- ³³ その後、「特別会計法」(平成19年法律第23号)に貿易再保険特別会計に関する規定が定められたことに伴い、同法附則第66条の規定により「貿易再保険特別会計法」(昭和25年法律第68号)は廃止された。
- ³⁴ 「平成24年度における再保険てん補率について(通知)」(平成24年3月30日)経済産業省
- ³⁵ 決定に際して、官房長官、経済産業大臣、行政改革担当大臣の3大臣間で、会社の株式の政府による常時全額保有、政策との連携確保のための経済産業大臣による指揮監督、会社法に基づく意思決定を基本とすること等が確認された。(平成20年7月22日「今後の貿易保険制度の在り方について(中間とりまとめ)」)
- ³⁶ 「行政刷新会議の設置について」(平成21年9月18日閣議決定)に基づき、国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、内閣府に行政刷新会議が設置された。また、事業仕分けを実施するため、同会議にワーキンググループが置かれた。